



ハーブ通信

2009年

5月号

(第36号)

<http://www.hurp.info>

憲法記念講演会 於早稲田大学・大隈講堂

2009年5月3日



今年も5月3日に全国憲法研究会の主催する憲法記念講演会が行われました。

今年は作家の辻井喬先生と憲法学者の奥平康弘先生の講演でした。以下、講演の要旨をお伝えします。(左は講演会の会場・早稲

田大学大隈講堂)

「経済と思想の両面から見た日本国憲法の意義」

辻井 喬先生

辻井先生は、「日本が世界にどういう風に見られているかが、外国と比較して日本を見ることが大切です。アメリカの雑誌で「日本の『ポンコツ政治』」という見出しがあったが、彼ら(政治家)を選んでいるのはわたしたちであるということを忘れてはなりません」と述べました。



辻井 喬 先生

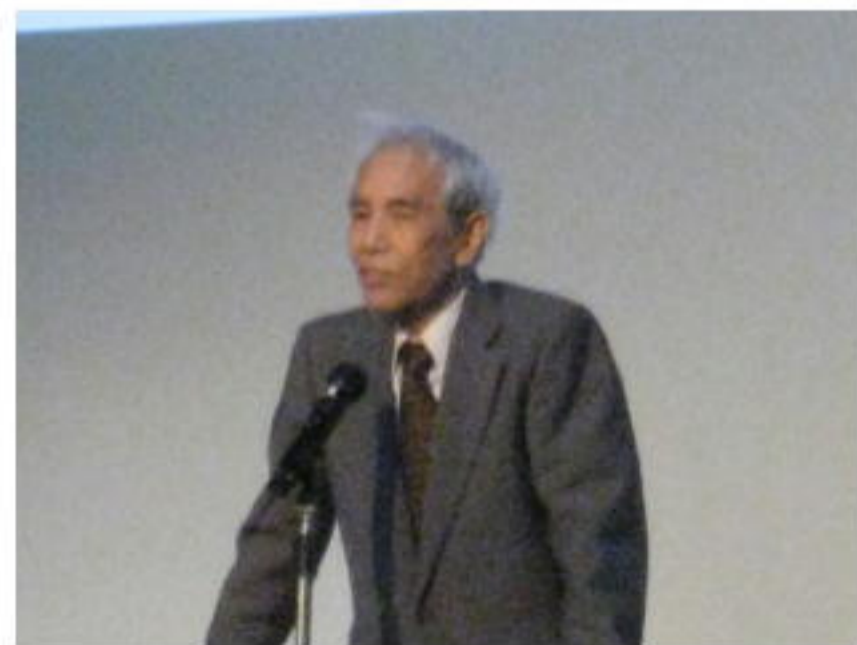
憲法については、「わたしは改憲論者です。憲法には「てにをは」をなおすべき箇所がたくさんあります」と聴衆の笑いをさそった後、「9条を拡大解釈させないように変えるという意味では『改憲論者』です」と述べました。

そして、「今の不況を出たときには、世界は今と同じ世界ではない。アメリカの一局支配から中国・EU・インドなどが台頭してくるだろう。その時日本はどうなっているか、どうすべきか、子供たちのためにも大きな広がりをもった問題です」としめくくりました。

「The right to be different —

個人の尊厳・個人の自由を確保する礎として」

奥平康弘先生



奥平康弘 先生

奥平先生は、「敗戦直後は『朕はたらふく食ってゐるぞ なんじ臣民 飢えて死ね』という時代だった」と述べ、その頃起きた横浜事件やプラカード

事件について話し、「日本国憲法は、様々なしがらみや情性を抱えながら生まれた」と述べました。

そして、「わたしたち（日本）が個々に独立しながら（世界の）共同体の一員として存在するには、どのような共同体にしたいかを考える必要がある」とこれから日本が岐路に立っていることを

話されました。

今回の講演を聴いて、改めて現状にそぐわぬと憲法を変えようとするのではなく、憲法にそぐわぬ現状を見つめ、どうすればよいかを考えることが大切だと思いました。（T本）

法学館憲法研究所主催 連続講演会 日本国憲法と裁判官 2009年5月22日

第1回 石松武雄さん・守屋克彦さん



2009年5月21日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートしました。この講演は、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

第一回目は、守谷克彦さんと石松武雄さんの講演でした。

守谷さんは仙台高等裁判所秋田支部長等を歴任され、現在は東北学院大学大学院法務研究科教授・仙台弁護士会で弁護士をされています。少年法、刑事司法に関する著作が多くあります。

守屋さんはパワーポイントで「副小隊長」と書かれたところにスミベタがしてある小学生時代の通信簿（戦前）や冊子『民主主義』上下巻（戦後）などを見せて、日本国憲法によって価値が大転換した体験を話されました。

そして、新憲法の下、「目の前にある事件を国民のニーズにあうように判断する」裁判官という職業に魅力を感じたそうです。「裁判官は“NO”と言える職業なんだ」と先輩から司法の独立をアドバイスしてもらい、たいへん刺激になったこと

を話されました。

こうした中、戦前から裁判官の中の良心派と呼ばれる人たちと、戦後の若い世代の裁判官が一緒になって裁判所をよりよく変えていけるのではないかという矢先に、「平賀書簡問題」や「宮本判事補再任拒否事件」がおきたといえます。

平賀書簡問題…… 1969年、北海道に航空自衛隊が対空ミサイル基地建設のため、国が土地を取用しようとする行為を地域住民が、自衛隊は違憲の存在であり、「基地建設に公益性はない」として、処分は違法だと主張し、その取消しを求めて行政訴訟を提起しました。

当時の札幌地方裁判所所長・平賀健太氏が1969年8月14日、訴訟審理中の裁判長・福島重雄氏に訴訟判断の問題点について却下を示唆する詳細なメモを出した事実が発覚したため、裁判官の独立性をめぐって、裁判干渉が問題となり、最高裁は平賀氏を注意処分としました。

この問題については、後ろの書籍紹介の中の『長沼事件 平賀書簡——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機』に当事者の福島氏をはじめ、関係者が詳細に証明されていますので、ぜひご一読ください。

これは、裁判の独立性と、違憲立法審査権を担う裁判官の身分保障問題に関わる重要な問題であった、と話されました。

石松竹雄さんは大阪高裁判事等を歴任され、現在、大阪弁護士会で弁護士をされています。えん罪事件を担当し、刑事司法について著作も多数あります。

石松さんは、「戦争中にいろいろな人に接したことがいい経験になった。裁判官には使命感でなかったわけではなかったが、やり始めると、最後までやる性分だった」と話されました。また、「日本国憲法施行当初の憲法9条にビックリしたが、いいものだと感じるのにそう時間はかからなかった。また、憲法にある裁判の独立は、基本的な問題だが、しょっちゅう言っていないと侵されてし

まう。裁判官は、強くはないものだ」と裁判官が自律することの大切さを述べました。

講演後の質疑応答では、裁判員制度について石松さんは「市民の皆さんは裁判官に負けてはいけない。また、裁判官も強くなってほしい」と述べました。

「民主主義で救えない人を救うのが司法の使命ではないかと考える」という姿勢が、全ての裁判官にあれば、司法の独立、そして裁判員制度によ

り憲法が求める司法が実現するのではないかと思われました。(T司)



憲法と平和を見つめ直す2冊

『長沼事件平賀書簡』『9条は生かせる』

◆『長沼事件平賀書簡』

——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機

福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN: 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社/税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。

第1部 長沼自衛隊違憲判決は、いかにして生まれたか/福島重雄+水島朝穂

第2部 平賀書簡問題と司法の危機

福島重雄+宮本康昭+守屋克彦+鈴木経夫+大出良知

第3部 資料編

◆9条は生かせる

9条世界会議国際法律家パネル 編

ISBN: 978-4-535-51680-9 2009.05刊行 日本評論社/税込1,890円

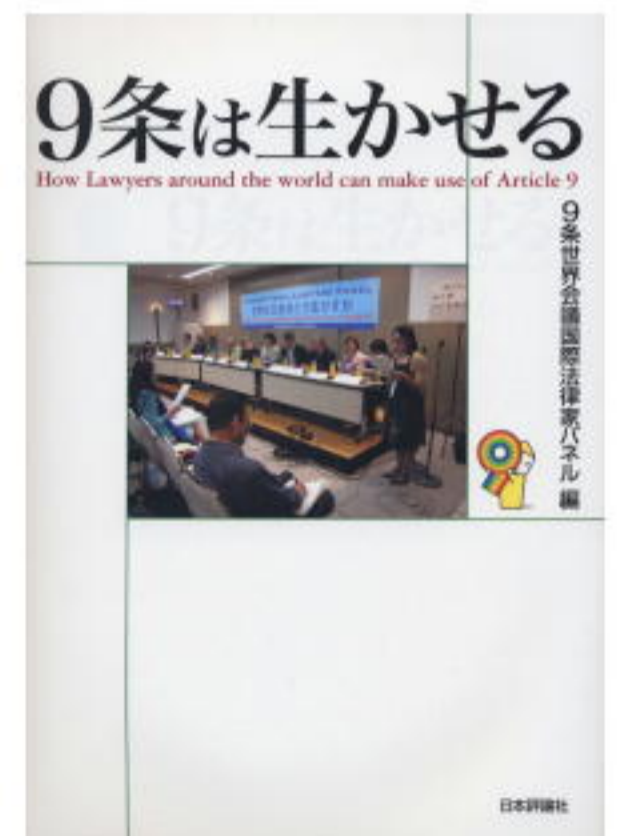
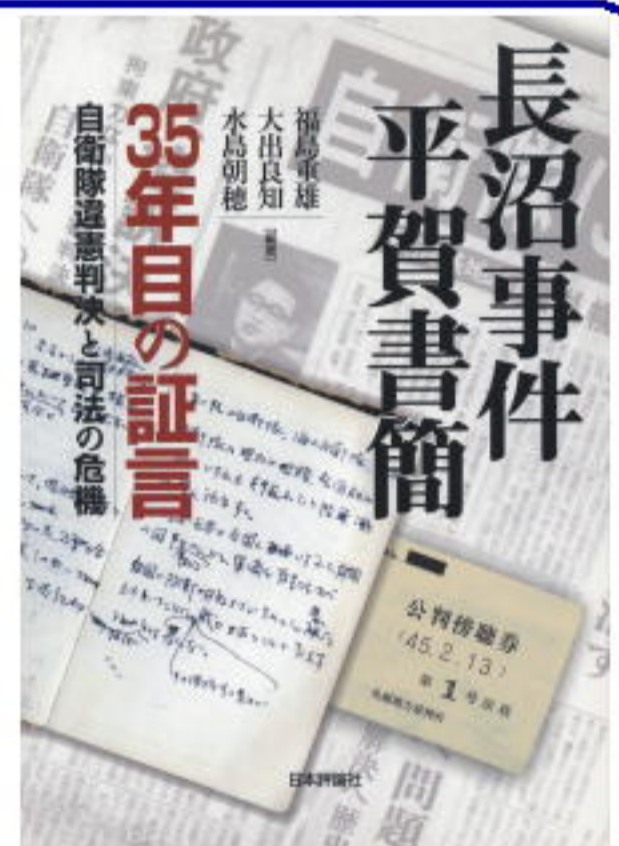
憲法9条を現実の政治、社会で生かすために何が必要か。世界の法律家が、その国の状況と重ね合わせ、自衛隊イラク派遣違憲判決の意義ともあわせ、具体的方法と展望を語ります。

第1部 国際法律家パネル「世界の法律家は日本の9条をどう生かすか」

第2部 座談会 名古屋高等裁判所自衛隊イラク派遣差止訴訟違憲判決

愛敬浩二+池住義憲+川口 創+笹本 潤

第3部 資料でたどる平和への権利



さまざまな言語で書かれた、人権や平和についての文章を原文で読んでみませんか？

その国の豊かな精神文化にふれて、毎回、何かひとつ言葉を覚えて帰れば、それまでと違った視点で物事を見ることが出来るかもしれません。

第4回は昨年のHuRP 3周年イベント「人権ツアーに行こう！」の「軍隊のない国家」の一国として、大使館での取材やビデオメッセージに協力いただいたサンマリノ共和国大使館のマンリオ・カデロさんに、世界最古の共和国であるサンマリノのあらましと簡単なイタリア語を

お話しいただく予定です。世界最古の共和国は、いかにして軍隊のない国家になったかなど、昨年お伝えしきれなかったところを生で聞ける格別の機会です。ぜひ、この機会に参加してサンマリノのことをもっと知りましょう！

第4回：イタリア語

講師：サンマリノ共和国大使館特命全権大使 マンリオ・カデロさん

【日時・場所等詳細が決まり次第お伝えします！】

カラダに平和を 自炊のススメ

36 春たけのことだいこんとひじきの煮物

5月になって一気に気温が上昇してきました。それでも4月の終わりまではけっこう肌寒い日があって、暖かい煮物やら汁物をよく作りました。今回は、そんな気候のときに作ったものです。

材料：春たけのこ(生、水煮)、大根、鳥肉(ムネ or モモ)、ひじき

手順：

1. ひじきを水にひたして30分位おき、さっと洗う。
2. たけのこをひと口大に、大根はすこし大きめに、鳥肉は小さめに切る。大根の葉もきざんでおく。
3. 1、2を鍋に入れ、水をひたひたにいれる。しょうゆ、砂糖大さじ2杯くらい、お酒を入れ、煮る。
4. さいごに大根の葉っぱを入れて、できあがり。



たけのこは先っぽのこりこりもおいしいですけど、下のほうのゴリゴリもおいしいですよ！鳥肉とも相性バグンです。ただ最近、煮物をやる回数が少なくなっています。わたしの家は台所が部屋の一部なので、この頃煮物などをやると部屋がムンムンと暑くなってしまうのです。これから何回かは煮物の紹介はないと思いますので、これを機会にぜひお試しください(?)。

5月21日に裁判員制度もはじまり、その前日と翌日のイベントに参加しました。裁判員制度は、いつ自分が裁判員になるかもしれないので、皆さんの関心も高いと思います。それと同じくらいに、憲法に対する関心も高まればいいな、と今月のイベントを総じて思いました。(T本)

